

府共発第105号

平成24年3月16日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正及び仮住民票に関する事務について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）が平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行され、外国人住民（改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）の住民基本台帳制度が開始されることとなります。

これまで日本の国籍を有する者については、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）が実施されているところ、改正法の施行に伴い、今般、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（平成24年2月10日総行往第17号総務省自治行政局長通知）及び「仮住民票に関する事務について」（平成24年2月10日総行往第19号総務省自治行政局長通知）が、別添資料1及び2のとおり発出され、平成24年7月9日以降は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害を受けた外国人住民に対しても支援措置が適用されることとなります。

つきましては、配偶者からの暴力を受けた外国人住民から相談を受けた際には、別添資料等を参考として、下記の事項も踏まえ適切に対応いただくとともに、貴職より配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に遺漏のないよう周知方配意願います。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正法の施行に伴う経過的な取扱いについて

改正法の施行に伴う経過措置として、平成24年5月7日から7月8日までの

間に、市町村長は、施行日前に当該市町村の外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成し、その者に対して記載事項を通知することとされています（改正法附則第3条）。

上記通知に当たっては、当該仮住民票の作成対象者のうち配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者であることを把握しているものに対しては、個人情報の適切な取扱いの観点から慎重に対応するとともに、支援措置の内容及び必要な手続を説明することとされています。

また、仮住民票が作成されている者が支援措置の実施を求める場合においては、施行日から支援措置の実施を必要とするときがあることから、当該者を当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者とみなして、施行日前に支援措置の申出を受け付けることとされています。

## 2 その他

外国人住民の住民基本台帳制度に関するより詳しい情報については、以下の総務省ホームページを御参照願います。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

## 3 関係資料

- ・ 資料1 「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）」
- ・ 資料2 「仮住民票に関する事務について（通知）」
- ・ 資料3 「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします！！（総務省リーフレット）」

（関係資料省略）